

現代ロシア語の命令法における体の用法についての覚え書
言語行為理論を援用したРассудова (1982) における
記述の再解釈の試み

Заметки о выборе глагольного вида в форме императива в
современном русском языке: толкование смыслового различия
видовых форм с помощью теории речевого акта

阿出川 修嘉

Аннотация

В данной статье рассматриваются вопросы смысловых оттенков русского императива.

По традиции русской аспектологии предлагаются несколько вариантов списков частных видовых значений. Однако, те смысловые оттенки выбранной видовой формы, на которых мы здесь останавливаемся, не достаточно исследуются в «традиционной» теории описания видового значения типа «общее и частные видовые значения», поэтому нужно более подробное лингвистическое описание таких оттенков из другой теоретической рамки или с применением той или иной теории значений языка.

О. П. Рассудова (1982) описывает смысловые различия русского императива, которые вызваны выбором вида. Кроме типичного для императива значения приказа, повелительное наклонение может выражать разные значения: просьба, совет, разрешение, побуждение к действию, предполагаемому для осуществления говорящим и/или собеседником. Эти разные «значения» считаются лишь «смысловыми оттенками» глагольного вида в традиционной аспектологии.

2 阿出川 修嘉

А с другой стороны, такие значения могут описываться как разные иллокутивные акты по теории речевого акта, которая возникла еще в середине XX-го века и развивалась по инициативе таких английских лингвистов, как Дж. Остин и Дж. Сёрль. По этой теории различные речевые акты могут выражаться в высказывании разными языковыми средствами. В русском языке повелительное наклонение тоже употребляется для выражения того или иного иллокутивного акта.

Автор данной статьи рассмотрит толкование этих смысловых оттенков императива и постарается описать зависимость выбора видовой формы императива от определенных условий для удачного выполнения данного иллокутивного речевого акта (т. н. “felicity conditions” в теории речевого акта).

С помощью этих условий можем описать каждый иллокутивный акт императива соответствующим образом. Все императивы включают в себе одно и то же условие по содержанию пропозиции (“propositional content condition”—авторский перевод): «данное действие будет сделано собеседником». По нашему наблюдению, среди других условий для удачного выполнения данного иллокутивного акта — «предварительное условие (“preparatory precondition”)), «условие искренности (“sincerity condition”)), «условие существенности (“essential condition”))» по авторскому переводу терминологии — предварительное условие является отличительным условием одного речевого акта от других.

Пользуясь этими условиями, мы попытались охарактеризовать каждый речевой акт, который выражается русским императивом, и употребление глагольного вида в повелительном наклонении.

1. はじめに

現代ロシア語（以下単に「ロシア語」とする）における動詞には、主にアスペクトの意味を表す文法的手段である「体（たい；露 вид）」という文法的カテゴリーが備わっている。この体のカテゴリーは、主に完了相を表す役割を担う「完了体（совершенный вид）」と、未完了相を表す役割の「不完了体（несовершенный вид）」という二項の対立からなっているが、まさにその文法的カテゴリーという性質から、言語単位の文法的な振る舞いが顕在化することで、動詞を中心とするアスペクトの意味カテゴリーが関わりを持つ種々の言語現象の記述においても重要な位置を占めてきている。

こうした意味カテゴリー間の相互影響といった観点は一般言語学的な文脈から見て示唆に富むものであり、その分析は有意義なものとなるが、この体のカテゴリーに関して言えば、ロシア語という個別言語を対象とした言語研究という文脈においても、その意味と用法の記述は大きな課題のうちの一つである。それは、具体的な発話における「体」の選択実態が、当該動詞の語彙の意味や、他の文法的カテゴリー、発話の状況などといった広義の文脈など、様々な側面からの影響を受け、興味深い振る舞いを見せるからである。

そのような、いわゆる「文脈」という不安定な要素を排除していこうという試みを通じて、完了体や不完了体があらゆる使用条件の元で共通して有しているという、いわゆる「一般的意味（общее значение, общевидовое значение）」の探求というものが行われてきているが、未だ最終的な決着は見えていない。

このような抽象度の高い「一般的意味」よりも、より具体的な発話の文脈において実現する意味として、「個別的意味（частное значение, частновидовое значение）」のリストも提案されてきている。こうした個別的意味のリストは、ロシア語教育の分野においても予めより利用されてきており¹、一定の支持を得ていると考えられる。

しかしながら、こうした定式化が目指すところの、体の形態選択におけ

1 Рассудова (1968) や、その改訂増補版である Рассудова (1982) などが外国語教育分野からのモノグラフの代表として挙げられるだろう。そこでの記述の影響を受けて体の意味・用法の説明をしていると思われるロシア語教材などは多数ある。

る原則から外れてくる用例もやはり存在する。

- (1) Раздевайтесь [take off one's coat-IPFV-IMP-PL]² !
どうぞ上着をお脱ぎになってください。
- (2) Садитесь [sit down-IPFV-IMP-PL] !
おかけ下さい。

いずれも命令法の発話であるが、上例 (1) は、例えば人のお宅に客人として招かれ、玄関に入ったところでコートなどの上着を脱ぐような場面においてかけられるフレーズであり、同 (2) も、招かれた部屋において腰をかけるように勧められるような場合にかけられるフレーズである。一般に、こうした発話の状況において、これらの動作を示す場合には、当該動作の完了が示される完了体が選択されるのが自然と思われるようなケースであるが、ここでは不完了体が選択されているのである。体の意味・用法には、このような様々なものが存在しているが、こうした例は、伝統的な「一般的意味・個別の意味」という記述のアプローチにおいては、全て個別の、より文脈という不安定な要素に依存する度合いの高い、「意味ニュアンス」といった位置付けに置かれることになる。

こうした「意味ニュアンス」をもたらす用法をどのように体の意味の理論において扱うかという点については議論の余地が残されており、それと同時に体のカテゴリーがどのように選択されているかという使用実態についても、一層の記述の充実が図られていくべき部分でもあろう。

また、従来それほど多く試みられていないアプローチとしては、体のカテゴリーの持つ言語的機能について、伝統的なアスペクト論や動詞意味論の枠組みからのアプローチだけではなく、異なる視座からの現象の観察と記述、分析が挙げられるだろう。そうしたアプローチのひとつとして、語

2 以下本稿のロシア語例文内では、議論となっている動詞句には下線を施し、その後の角括弧内にその動詞の語義に英語で対応するものを示し、簡易的な文法情報のグロスを付する。文法情報はスモールキャピタルで示し、それぞれの略語が表す文法情報は以下の通り：

IPFV = 不完了体、PFV = 完了体、PRS = 現在形、PST = 過去形、FUT = 未来形、IMP = 命令形、SG = 単数、PL = 複数、M = 男性形、F = 女性形、

用論的なアプローチからの体の形態選択の記述の試みが考えられる³。

本稿は、こうしたアプローチに基づいた実験的な試みで、ロシア語の命令法における体のカテゴリーの意味と用法についての Рассудова (1982) の記述を取り上げ、それを古典的な言語行為理論の枠組みを援用して捉え直してみようというものである。

以下本稿では、まず次の第 2 節でロシア語における体の個別の意味 (第 2.1. 節) と言語行為理論の概要 (第 2.2. 節) について確認する。次に、第 3 節において、命令法における体の意味と用法を、主に Рассудова (1982) の記述に基づく形で確認し、第 4 節で言語行為理論における適切性条件を考慮に入れつつ、体の意味と用法の再整理を試みる。

2. 理論的前提として：体の個別の意味、言語行為理論

2.1. 体の個別の意味

2.1.1. 不完了体の個別の意味

本節では、まず不完了体の「個別の意味」について、主に Бондарко (1971) の記述に依拠する形で見ていくことにしよう⁴。

まず、『具体的過程の意味 (конкретно-процессное значение)』は、当該動作が具体的な、つまり時間軸に一定の位置を占め、且つ当該動作がその完遂に向かって進行している過程にあるものとして動作を提示する (cf. Бондарко 1971: 24)。

(3) Ел [eat-IPFV-PST-SG-M] Мирон Лукич разборчиво, привередливо и скоро отодвинул тарелки.

ミローン・ルキーチは選り好みをして食べていたが、好き嫌いを言わずすぐに皿を押しやった。

『恒常的・不断の動作の意味 (постоянно-непрерывное значение)』は、完遂の途上にある動作が、途切れることなく恒常的に進行していることが

3 過去にそうしたアプローチで行われた研究としては、Гловинская (1992)、Benacchio (2002) や Шелякин (2010) などが挙げられるだろう。

4 Бондарко (1971) で実際に提示されている順番に多少の変更を加えてここでは提示している。

表される (cf. Бондарко 1971: 30)。

- (4) Говорят — жизнь быстро движется [move-IPFV-PRS-3SG] вперед...
人生というものは足早にただただ前に進んでいくのだという。

『制限のない多回性の意味 (неограниченно-кратное значение)』は、無制限に反復する動作を表す (cf. Бондарко 1971: 27)。

- (5) Зимой гостила [be on a visit-IPFV-PST-SG-F] иногда в усадьбе
странница Машенька...
冬に時々領地に客として逗留していたのは、さすらい人のマーシェニ
カであった。

また、Бондарко (1971) では、これに回数を表す指標を伴う「制限のある多回性の意味」をリスト中に含めている (cf. Бондарко 1971: 31)。

- (6) Два раза выпадал [fall-IPFV-PST-SG-M] зазимок, насыпал [throw up-
IPFV-PST-SG-M] сугробы.
二度雪が降って、雪の山を作った。

『一般的事実の意味 (общефактическое значение)』は、当該動作があるのかないのか (あったのかなかったのか) を表すというのがその基本的な意味である (cf. Бондарко 1971: 29)。

- (7) Ко мне сам Никодим Палыч Кондаков обращался [consult-IPFV-PST-
SG-M], и я его вылечил.
ニコヂム・パーヴロヴィチ・コンダコフが自分で私のところに診察を
受けに来たことがあって、治療してあげたんだ。

『潜在的・性質的動作の意味 (потенциальное значение)』では、主体の持つ性質や特徴としての動作を、潜在的な可能性として提示する (cf. Бондарко 1971: 28)。

- (8) А ты и на скрипке играешь [play-IPFV-PRS-2SG] ?
バイオリンも弾ける？

2.1.2. 完了体の個別的意味

次に、完了体の「個別的意味」を見ていこう。

『具体的事実の意味 (конкретно-фактическое значение)』は、具体的な、単一の事実を表す (cf. Бондарко 1971: 22)。

- (9) Скоро вернется [go/come back-PFV-PRS/FUT-3SG]. Пройдите [pass-PFV-IMP-SG], подождите [wait-PFV-IMP-SG].
[あの人は] すぐに戻りますので。お入りになってお待ちください。

『一括化の意味 (суммарное значение)』の意味は、複数回の動作をひとまとめにして提示する用法である。下例にも見られるように、「два раза (二回)」、「трижды (三回)」、「несколько раз (何回か)」などの、回数を示す指標を伴う (cf. Бондарко 1971: 24)。

- (10) Равняясь с ними, Алексей мигнул [wink-PFV-PST-SG-M] раз пять подряд.
彼らに追いつきながら、アレクセイは五度ほど立て続けに瞬きした。

『例示の意味 (наглядно-примерное значение)』は、反復する動作が表されるが、その際反復する動作のうちの一つを、その動作の具体的なイメージを与えるための「例」として取り上げることで表現する (cf. Бондарко 1971: 22)。

- (11) Иногда весной бывает так: налетит [rush-PFV-PRS/FUT-3SG] буря, погуляет [take a walk-PFV-PRS/FUT-3SG] часа два-три и так же неожиданно затихнет [calm down-PFV-PRS/FUT-3SG], как началась.
春にはこういうことが時折あるものだ。嵐が巻き起こり、二、三時間にわたってそれは駆け巡ったかと思うと、巻き起こった時と同じように、不意に止んでしまったりする。

『潜在的動作の意味 (потенциальное значение)』は、以下のような例に見られる。

(12) Женщины! Женщины! Кто их поймет [understand-PFV-PRS/FUT-3SG]!

女よ! 女よ! 誰があの人たちを理解できようか!

これは、ある特定の一時点に属するものではなく、いかなる時点においても生じうるような、可能性、必要性などについて述べられている文脈において現れる (cf. Бондарко 1971: 23)。

2.2. 言語行為理論

2.2.1. 発語行為、発語内行為、発語媒介行為

言語行為理論 (Speech act theory) は、オースティン (Austin) やサール (Searle) らが中心となって、20 世紀中葉以降活発に研究がされてきた領域だが、ここではひとまず、山梨 (1986) の記述に従って一連の術語について整理しておこう。

『発語行為 (locutionary act)』とは、何らかの言語表現 (単なる一定の音声、文法に適った語句や一定の文など) を発する行為である (cf. 山梨 1986: 14)。

『発語内行為 (illocutionary act)』は、上の「発語行為」に基づいて何かを言いつつ、遂行される行為のことを指す。一般に「発語行為」を介して、「命令」、「約束」、「依頼」、「質問」、「報告」などといった『発話の力 (illocutionary force)』を伴う行為が遂行され、これらのタイプの行為が「発語内行為」に相当するとされる (cf. 山梨 1986: 14)。

『発語媒介行為 (perlocutionary act)』は、上の「発語内行為」の遂行を介して、何かを言うことにより、聞き手の側の感情、思考などに何らかの伝達上の二次的な効力をその結果として生み出す行為を指す (cf. 山梨 1986: 14-15) ⁵。

5 なお、山梨 (1986) においては、上記のうち「発語内行為」を、発話行為にかかわる研究の主たる対象とみなされており、この「発語内行為」を「発話行為」と呼ぶこととしている (cf. 山梨 1986: 15) が、本稿ではそのまま「発語内行為」の術語を採用している。

2.2.2. 発語内行為を適切に成立させる条件 (「適切性条件」)

オースティン (1978) によれば、以下のような条件が、当該発語内行為が適切に成立するための必要条件となる (cf. オースティン 1978: 26-27) ⁶。

- i. a. ある一定の慣例的な効力をもつ、一般的に容認された一連の手続きが存在しなければならない。
b. この手続きは、ある一定の場における参与者、状況に対し適切でなければならない。
- ii. a. その手続きは、所定の参与者により正しく、
b. しかも、十全な形で実行されなければならない。
- iii. a. その手続きに関与し、その手続きを発動する人物は、自らそのように行動する意図をもっていなければならない。
b. そして、その意図のもとに、問題の行動を実行しなければならない。

これらの条件のいずれに違反しても、当該発語内行為の遂行は不適切であるとみなされる。

しかしながら、その不適切である度合いは、どの条件に違反するかによって異なってくる。上記の i および ii の条件に違反する場合には、当該発語内行為は、企図されるものの実行はされず「不発 (misfire)」であるとみなされ、上記 iii の条件に違反する場合には、当該行為は実行されるが、不誠実な実行であり、実質がないものとして、こうした違反行為は「濫用 (abuse)」であるとみなされる。

2.2.3. 発語内行為 (発話の力) の区分と文の分類との対応関係

ここで、発語内行為の区分と文の分類の対応関係について考えてみよう。

発語内行為は、その「発話の力 (illocutionary force)」のタイプに応じて、「命令 (Order/Command)」、「祈願 (Wish)」、「依頼 (Request)」、「陳謝 (Apology)」、「勧誘 (Invitation)」、「質問 (Question)」、「感嘆 (Exclamation)」などが考えられる。

6 ここでは、同じ内容を取り上げている山梨 (1986) から抜粋している (cf. 山梨 1986: 17)。分類に付してある記号の使用も、オースティン (1978) におけるそれとは異なっているが、山梨 (1986) に準じている。

これらの発語内行為は、下の例に見るように、それが実現される文の統語論的な分類と一対一の対応関係にあるわけではない。つまり、同じ「発話の力」を有する発語内行為であっても、平叙文、疑問文、命令文というように、文の種類は様々なものとなりうる。下の例を見てみよう。

(13) I apologize most sincerely.

(14) Will you please accept my sincere apologies?

上例 (13) 及び (14) は、いずれも「陳謝」（「心よりのお詫びを申し上げます。」）という「発話の力」を有する発話だが、(13) は平叙文、(14) は疑問文という形式が用いられている。

逆に、同一の文の種類でも、異なる「発話の力」を有するということがある。例えば、下例 (15) ~ (18) は全て命令法の文ではあるが、その「発話の力」は全て異なっている。

(15) Go home!

家へ帰りなさい！

(16) Please pass the salt.

塩をこちらにください。

(17) Please accept my sincere apologies.

心よりのお詫びを申し上げます。

(18) Do let me take you to see 'Hamlet' on Friday.

金曜日にハムレットにお誘いしてもよいでしょうか。

それぞれ、上例 (15) は「命令」、同 (16) では「依頼」、同 (17) では「陳謝」、同 (18) では「勧誘」というように、それぞれ異なる「発話の力」を有している。

このように、「発話の力」は、文の統語論的分类や文法形式から一義的に決定される類のものではないことが分かる。

2.2.4. 様々な発語内行為とそれらを特徴付けるための適切性条件

適切な言語行為には、「適切性条件」が存在しており、それらの条件が

揃わないと当該発話是不適切なものとみなされる。

山梨 (1986) では、Searle (1969) に基づきつつ、発語内行為を個別に特徴付ける適切性条件として、「命題内容条件⁷ (Propositional Content Condition)」、「事前条件⁸ (Preparatory Condition)」、「誠実性条件⁹ (Sincerity Condition)」、「本質条件 (Essential Condition)」の四つの条件を挙げている (cf. 山梨 1986: 41-42)。

「命題内容条件」とは、問題の発話の命題内容が満たすべき条件である (cf. 山梨 1986: 41)。

「事前条件」とは、発話の参与者、場面ないしは状況設定に関する条件である (cf. 山梨 1986: 41-42)。この条件が満たされていない場合、当該行為は実行されたことにならず、「不発」であるとみなされる (cf. クルーズ 2012: 464)。

「誠実性条件」とは、発話者の意図に関する条件である (cf. 山梨 1986: 42)。この条件が満たされていない場合、当該行為が実際に遂行されるにしても、「濫用」であるとみなされる (cf. クルーズ 2012: 465)。

「本質条件」とは、問題の行為遂行の義務に関する条件である (cf. 山梨 1986: 42)。この条件が満たされていない場合、当該行為は実際には実行されなかったことになる (cf. クルーズ 2012: 465)。

以下で、サール (1986) に倣って、「約束」という発語内行為の適切性条件について確認しておこう。

7 ここでのそれぞれの条件の日本語訳は、サール (1986) における訳語を採用している。「命題内容条件」と「本質条件」の二つについては、山梨 (1986)、クルーズ (2012) においても同じ訳語が踏襲されている。他の二つの条件の訳語については以下の注を参照されたい。

8 山梨 (1986) 及びクルーズ (2012) の訳語では、「準備条件」(cf. 山梨 1986: 41、クルーズ 2012: 464)。

9 山梨 (1986) の訳語では、「誠実条件」(cf. 山梨 1986: 42)。

表 1：「約束」の適切性条件（サール 1986: 102-109）

条件	
命題内容条件	<ul style="list-style-type: none"> ・話し手は、ある文 T という発言において、ある命題 P を表現する ・ある命題 P と表現することによって、話し手は、話し手自身についてある将来の行為 A を述定している (cf. サール 1986: 102-103)
事前条件	<ul style="list-style-type: none"> ・聞き手は、話し手がある将来の行為 A をしないよりはする方を好むであろう。また、話し手は、聞き手が、話し手がある将来の行為 A をしないよりはする方を好むと思っている ・事態の通常の推移において、聞き手がある将来の行為 A をするという事は、話し手にとっても聞き手にとっても自明のことではない (cf. サール 1986: 104-108)
誠実性条件	話し手はある将来の行為 A を行うことを意図している (cf. サール 1986: 108)
本質条件	話し手は、ある文 T という発言によって自分がある将来の行為 A を行うという義務を負うことになるということを意図している (cf. サール 1986: 108-109)

2.2.5. 様々な発語内行為

前節で見たような、一連の「適切性条件」を備えた発語内行為は、各条件の内容の差異に応じて、「依頼 (Requesting) 型」、「命令 (Ordering) ・嘆願 (Pleading) 型」、「約束 (Promising) 型」、「報告 (Reporting) ・陳述 (Stating) 型」、「忠告 (Advising) 型」、「警告 (Warning) 型」、「祝福 (Congratulating) 型」、「感謝 (Thanking) 型」といった型に分類することができる (cf. 山梨 1986: 42-50)。それぞれの発語内行為の差異を特徴付けるためには、それぞれの適切性条件の抽出とそれらの条件間の相互関係を明らかにすることが必要となってくる。

ここで、山梨 (1986) で提案されている (cf. 山梨 1986: 42-44)、「依頼」と「命令」の発語内行為の適切性条件をそれぞれ確認し、その差異について考えてみよう。以下の表内の条件に関する記述では、X は「話し手」を表し、Y は「聞き手」、そして P はその発話に内包されている「命題内容」を指している。

まず「依頼」の適切性条件として以下のようなものが提案されている (cf.

山梨 1986: 42) ¹⁰。

表 2: 「依頼」の適切性条件 (X = 話し手、Y = 聞き手、P = 命題内容)

命題内容条件	P は、Y による未来の行為を示す。
事前条件	(a) X は Y がその行為を実行する能力があると信じている。 (b) X にとって Y がその行為をするかどうかは自明ではない。
誠実性条件	X は Y によるその行為の実行を欲している。
本質条件	Y はその行為の実行の義務を負う。

それに対して、「命令」の適切性条件は以下のようなものが考えられる (cf. 山梨 1986: 43-44)。

表 3: 「命令」の適切性条件 (X = 話し手、Y = 聞き手、P = 命題内容)

命題内容条件	P は、Y による未来の行為を示す。
事前条件	(a) X は Y がその行為を実行する能力があると信じている。 (b) X にとって Y がその行為をするかどうかは自明ではない。 (c) 地位関係から見て、X は Y よりも優位。
誠実性条件	X は Y によるその行為の実行を欲している。
本質条件	Y はその行為の実行の義務を負う。

この両者は、基本的には諸々の条件は共通しているものの、事前条件について、X と Y の地位関係の差異が両者の差異を特徴づけていると考えられる。

3. 命令法における動詞の体の選択

3.1. 概要

本節では、Рассудова (1982) に基づいて、命令法においてどのような個別的意味が実現するかについて確認していくことにしよう。

本稿では、差し当たり肯定命令の場合のみを対象として取り上げるため、

10 以下適切性条件とその内容の提示方法について、本稿筆者により表の形で提示に改められている。

以下でも肯定命令の例のみを扱うことにする。

3.2. 具体的事実と反復性

まず、完了体の中心的な意味である「具体的事実の意味」は、命令法の場合にも実現する（下例 19～21；cf. Рассудова 1982: 129）。

- (19) Подержите [hold-PFV-IMP-PL], пожалуйста, пленку.
テープをちょっと持ってください。
- (20) Поработай [work-PFV-IMP-SG], а потом пойдем гулять.
作業してね、その後散歩に出かけましょう。
- (21) Перед началом работы проветрите [ventilate-PFV-IMP-PL] помещение.
作業を開始する前に部屋を換気してください。

それに対して、不完了体を用いた下例では、当該動作の反復性が念頭に置かれることになる（cf. Рассудова 1982: 129）。

- (22) Перед началом работы проветривайте [ventilate-IPFV-IMP-PL] помещение.
作業を開始する前に部屋を換気してください。

3.3. 一括化

完了体の「一括化の意味」も命令法において実現する。以下の例を参照されたい（cf. Рассудова 1982: 129）。

- (23) Повторите [repeat-PFV-IMP-PL] этот звук несколько раз.
この音を数回（続けて）¹¹繰り返してください。
- (24) Прослушайте [listen-PFV-IMP-PL] пленку два раза.
テープを（続けて）二度聞いてください。

11 完了体の「一括化の意味」によって提示される動作は、不完了体によって提示される反復する動作とは異なり、「数回立て続けに（несколько раз подряд）」繰り返される当該動作である（cf. Рассудова 1982: 39）。そのため、ここでは訳文に「続けて」という訳語を括弧書きで加えている。

3.4. 恒常的・不断の動作

不完了体の「恒常的・不断の動作の意味」も命令法において実現する。下例を参照されたい (cf. Рассудова 1982: 129)。

- (25) Вы держите [hold-IPFV-IMP-PL] пленку, а я буду ее склеивать.
あなたはテープを持っていてください。私がそれを貼りますから。
- (26) Стойте [stand-IPFV-IMP-PL] здесь, никуда не уходите.
ここに立っていてください。どこにも行かないでください。
- (27) Смотрите [look-IPFV-IMP-PL] все время в эту сторону.
こちらの方をずっと見ていてください。
- (28) Отдыхайте [take a break-IPFV-IMP-PL], не буду вам мешать.
お休みになっていてください。お邪魔はしませんから。

3.5. 一般的事実

当該動作の一般性を示す場合には不完了体が選択される (cf. Рассудова 1982: 129)。

- (29) Берегите [take care-IPFV-IMP-PL] природу.
自然を大事にしてください。

3.6. その他の例、いわゆる「促し」の用法

発話時点における当該動作実行もしくは着手への「促し (побуждение)」を行う場合にも不完了体が選択される。以下の二例を対比してみよう (cf. Рассудова 1982: 131)。

- (30) Включите [turn on-IPFV-IMP-PL] телевизор, сегодня интересная передача.
テレビをつけてください。今日は面白い番組があるので。
- (31) Включайте [turn on-IPFV-IMP-PL] телевизор, уже семь часов.
テレビをつけてください。もう7時です。

不完了体を用いている例 (31) では、この動作は実行されなければなら

ず、このことは話し手も聞き手も分かっていることであるということが暗に示されている (cf. Рассудова 1982: 131)。

次のような例でも対比ができるだろう。

(32) Пройдите [pass by-PFV-IMP-PL], пожалуйста, в другую дверь.

別のドアをお通りください。

(33) Пожалуйста, проходите [pass by-IPFV-IMP-PL] !

どうぞお通りください。

どちらも客室乗務員による発話が想定されている。前者の完了体を用いた発話は、機内に乗り込んできた客に対して指示を出す場合に適切な形態であるのに対して、後者の不完了体による発話は、着陸後に諸々の準備が整って、客に出口に向かうように「促す」という場合に適切な発話である (cf. Рассудова 1982: 131-132)。

こうした用法の不完了体動詞は、「その発話の状況によって暗に含まれている動作への合図 (сигнал к действию, подразумеваемому ситуацией)」であるとされる (cf. Рассудова 1982: 131)。

このような「促し」の用法が求められる場面というのは、ある何らかの動作を行うことが期待されているような状況と多く結びついているため、不完了体動詞を用いることで、時に話し手のもどかしさ (нетерпение) を表すことにもなる (cf. Рассудова 1982: 133; 下の二例も同じ箇所から引用)。

(34) Расскажи [tell-PFV-IMP-SG], как прошёл экзамен.

試験がどうだったか話して。

(35) Как прошёл экзамен? Рассказывай [tell-IPFV-IMP-SG] !

試験はどうだった? 話してったら!

例 (35) では、話し手は聞き手が話すことを期待している一方で、聞き手はその動作を行っていないために、その動作を行うように話し手の方が働きかけているのである。

4. 言語行為理論に照らした場合の体のカテゴリーの機能

4.1. 概要

前節で、Рассудова (1982) による、命令法における体の個別的意味の実現についてまとめた。

Рассудова (1982) は、ロシア語の命令法は多義的であるとし、その意味として指摘しているのは、「何らかの動作・行為をして欲しいという依頼 (просьба)」、「忠告・助言 (совет)」、「指令 (распоряжение)」、「命令 (приказ)」、「許可 (разрешение)」、「要請 (требование)」などを挙げている (cf. Рассудова 1982: 129-130)。

これらのロシア語の命令法によって表される一連の意味は、それを (命令法を用いて実現が目論まれる) 発語内行為として捉えるとすれば、大きく分けて以下の三つのグループに分類することが可能だろう。

- イ) 「依頼」、「命令」、「懇願」
- ロ) 「忠告・助言」
- ハ) 「許可」

これらは、その適切性条件の内容が相互に少しずつ異なっているが、本節では、これらの発語内行為のそれぞれの適切性条件を考慮しつつ、体の形態の選択との相関について考えてみよう。

以下、前節 (第 2.2.4. 節) において示したような表の形で適切性条件を提示していくが、その表内での略語をここで改めてまとめておくことにしよう。「P」は、「その発話に内包されている命題内容」を表す。「X」は「話し手」を表し、「Y」は「聞き手」を表す。

また、前節で見た「命題内容条件」、「事前条件」、「誠実性条件」、「本質条件」の各条件のうち、「命題内容条件」については、ここで取り上げる命令法の場合、全て聞き手 Y による未来の行為であると考えられるので、以下の表中では命題内容条件については省略している。

4.2. 「依頼」、「命令」、「懇願」

「依頼」、「命令」、「懇願」の発語内行為について見ていこう。

まず、「依頼」の適切性条件を確認しよう。山梨（1986）では以下のような条件が提案されている（cf. 山梨 1986: 42）¹²。

表 4：「依頼」の適切性条件（X = 話し手、Y = 聞き手、P = 命題内容）

事前条件	(a) XはYがその行為Pを実行する能力があると信じている。 (b) XにとってYがその行為Pをするかどうかは自明ではない。
誠実性条件	XはYによるその行為Pの実行を欲している。
本質条件	Yはその行為Pの実行の義務を負う。

Рассудова（1982）によれば、この「依頼」の場合には、下例のように完了体が用いられる（cf. Рассудова 1982: 135）。

(36) Передайте [hand over-PFV-IMP-PL] мне, пожалуйста, соль.

塩をこちらにください。

(37) Будьте любезны, оторвите [tear away-PFV-IMP-PL] билет.

すみませんが、チケットをちぎってください。

山梨（1986）によれば、「命令」と「懇願」の発語内行為は、本質的には「依頼」と同一であるが、「話し手」と「聞き手」の対人関係に関する準備条件が付加されているものとしている（cf. 山梨 1986: 43-44）。

表 5：「命令」の適切性条件（X = 話し手、Y = 聞き手、P = 命題内容）

事前条件	(a) XはYがその行為Pを実行する能力があると信じている。 (b) XにとってYがその行為Pをするかどうかは自明ではない。 (c) 地位関係から見て、XはYよりも優位。
誠実性条件	XはYによるその行為Pの実行を欲している。
本質条件	Yはその行為Pの実行の義務を負う。

12 以下、基本的に山梨（1986）において提示されている適切性条件に沿っているが、部分的に文言を修正している場合がある。

表 6: 「懇願」の適切性条件 (X = 話し手、Y = 聞き手、P = 命題内容)

事前条件	(a) X は Y がその行為 P を実行する能力があると信じている。 (b) X にとって Y がその行為 P をするかどうかは自明ではない。 (c) 地位関係から見て、Y は X よりも優位。
誠実性条件	X は Y によるその行為 P の実行を欲している。
本質条件	Y はその行為 P の実行の義務を負う。

それぞれ、事前条件内の (c) に対人関係に関する条件が加わっている。

Рассудова (1982) は、「希望」のニュアンスが表現される場合には、以下のように不完了体が選択され、この「希望」のニュアンスはしばしば「依頼」に転化すると指摘している (cf. Рассудова 1982: 135)。

(38) Возвращайся [go/come back-IPFV-IMP-SG] поскорее.

早く帰ってきて。

(39) Приходи [arrive-IPFV-IMP-SG] сегодня домой пораньше.

今日は家にいつもより早く帰ってきて。

4.3. 「忠告・助言」

「忠告・助言」の発語内行為の適切性条件は以下の通りとなる (cf. 山梨 1986: 47)。

表 7: 「忠告・助言」の適切性条件 (X = 話し手、Y = 聞き手、P = 命題内容)

事前条件	X にとって、Y による未来の行為 P の実行は自明ではない。
誠実性条件	X は、行為 P の実現が Y にプラスになると信じている。
本質条件	X は、行為 P の実現が Y にプラスになることを信じさせようとする。

Рассудова (1982) によれば、この「忠告・助言」の場合には完了体動詞が用いられるという (cf. Рассудова 1982: 135-136)。

(40) Здесь дует, пересядьте [change seats-PFV-IMP-PL] лучше на ту сторону.

ここは風があるから、あちら側に座った方がよいですよ。

- (41) Обратитесь [consult-PFV-IMP-PL] к врачу, вызовите его на дом.
 医者にかかってください。お家にお呼びになってください。
- (42) У вашего ребенка большие способности к рисованию. Их надо развивать. Отдайте [send-PFV-IMP-PL] его в школу при Дворце пионеров.
 あなたのお子さんには絵を描く素晴らしい能力がある。それは伸ばさなければいけない。この子をピオネール宮殿付属の学校にお入れなさい。

しかしながら、不完了体が用いられている以下のような例もある。

- (43) Я думал, как вам поступить. Знаете что, соглашайтесь [agree-IPFV-IMP-PL], поезжайте [go-IPFV-IMP-PL] на новое место. Стоит согласиться.
 (Рассудова 1982: 135)
 あなたがどうすべきか考えていた。いいですか、同意して新しい場所にお移りなさい。同意する価値はありますよ。

これは Рассудова (1982) によれば、助言を与える相手が当該動作を行うべきかどうか躊躇っているのを知っている場合であるという (cf. Рассудова 1982: 135)。こうしたことを考慮し事前条件に組み入れると、この場合の適切性条件は以下のように示せるだろう。

表 8:「忠告・助言」の適切性条件 (X = 話し手、Y = 聞き手、P = 命題内容)

事前条件	(a) Y による未来の行為 P について以前話したことがある。 (b) X は Y が未来の行為 P の実行について躊躇しているのを知っている。 (c) X にとって、Y による未来の行為 P の実行は自明ではない。
誠実性条件	X は行為 P の実現が Y にプラスになると信じている。
本質条件	X は、行為 P の実現が Y にプラスになることを信じさせようとする。

4.4. 「許可」

「許可」の発語内行為について考えてみよう。これも、「命令」を元にして適切性条件を考えることができるだろう。

Рассудова (1982) では、命令法を用いた「許可」の場合について、完

了体が用いられる場合と不完了体が用いられる場合の双方が指摘されている (cf. Рассудова 1982: 137-138)。

例えば、下のような場合、完了体でも不完了体でもどちらの形式でも可能である (cf. Рассудова 1982: 137)。

- (44) — Можно открыть окно? 窓を開けてもいいですか？
 — Откройте [open-PRFV-IMP-PL] ! / Открывайте [open-IPFV-IMP-PL] !
 どうぞ！

完了体が用いられている場合、話し手は聞き手からの提案に積極的に関わっており、聞き手の提案に対する同意ばかりではなく、当該動作が行われることについての願望を表明している (cf. Рассудова 1982: 137)。このことを適切性条件に反映させると以下のようなになるだろう。

表 9：「許可」の適切性条件 (X = 話し手、Y = 聞き手、P = 命題内容)

事前条件	(a) X は Y がその行為 P を実行する能力があると信じている。 (b) X にとって Y がその行為 P をするかどうかは自明ではない。 (c) 地位関係から見て、X は Y よりも優位。 (d) Y はその行為 P の実行を欲している。
誠実性条件	X は Y によるその行為 P の実行を欲している。
本質条件	Y はその行為 P の実行の義務を負う。

それに対して、不完了体が用いられる場合の「許可」の場合、話し手の聞き手からの提案に対する消極性、当該動作が行われることに対するの無関心さが反映されているという (cf. Рассудова 1982: 137)。

表 10：「許可」の適切性条件 (X = 話し手、Y = 聞き手、P = 命題内容)

事前条件	(a) X は Y がその行為 P を実行する能力があると信じている。 (b) X にとって Y がその行為 P をするかどうかは自明ではない。 (c) 地位関係から見て、X は Y よりも優位。 (d) Y はその行為 P の実行を欲している。
誠実性条件	X は Y によるその行為 P の実行について中立的。
本質条件	Y はその行為 P の実行の義務を負う。

こうした話し手の態度の違いは以下のような場合にも現れてくるという (cf. Рассудова 1982: 137)。

- (45) — Можно проводить вас? お送りしてもよいでしょうか?
 — Проводите [accompany-PFV-IMP-PL], пожалуйста, если вам не трудно.
 お願いします。もしご無理でなければ。
- (46) — Можно проводить вас? お送りしてもよいでしょうか?
 — Ну что ж, провожайте [accompany-IPFV-IMP-PL].
 そうですね、どうぞ。

4.5. 促しの用法の位置付け

上で述べた「促し」の用法については、その位置付けが難しいが、聞き手に対して何らかの行為を行うことを働きかけているということであるため、上で述べた「命令」、「依頼」、「懇願」といった一連の発語内行為と同列に扱うことができるだろう。

- (47) Включайте [turn on-IPFV-IMP-PL] телевизор, уже семь часов.
 テレビをつけてください。もう7時です。【再掲】

この場合の、適切性条件は以下のように示すことができるだろう。

表 11: 「促し」(X = 話し手、Y = 聞き手、P = 命題内容)

事前条件	(a) XはYがその行為を実行する能力があると分かっている。 (b) XにとってYがその行為をすることは自明である。 (c) Yにとってその行為をすることは自明である。
誠実性条件	XはYによるその行為の実行を欲している。
本質条件	Yはその行為の実行の義務を負う。

前節(第3.6節)で述べたとおり、Рассудова(1982)では下例に見られるような、不完了体の「促し」の用法における話し手の「もどかしさ」のニュアンスについて指摘されていた (cf. Рассудова 1982: 133)。

(48) Как прошёл экзамен? Рассказывай [tell-IPFV-IMP-PL]! 【再掲】

試験はどうだった? 話してったら。

これについて、ここまで見てきた種々の適切性条件と照らして考察してみると、この発話の状況においては、この発語内行為の事前条件が満たされておらず、適切に発語内行為が遂行されていないということになる。このことが、この「もどかしさ」のニュアンスの源となっていると考えられるが、これについてはまた別途稿を改めて考察を加える必要があるだろう。

5. 本稿における結論

ここまでで、Рассудова (1982) における命令法における体の形態選択についてまとめ、その様々な意味ニュアンスを見てきた。

Рассудова (1982) の記述によると、ロシア語の命令法において目論まれる発語内行為は、「命令」、「依頼」、「懇願」、「忠告・助言」、「許可」といったものであると考えられる。

これらの発語内行為について、それぞれの適切性条件を考慮した上で、必要に応じて Рассудова (1982) における記述を反映させる形でいくつかの事前条件の追加をおこなった。

これらの発語内行為と、それぞれにおいて用いられる体の形態、発語内行為同士を区別する示差的な適切性条件 (事前条件) について表の形でまとめると、以下のように提示することができるだろう (表中隅付き括弧内は当該発語内行為が言及されている本稿内の節を示す)。

表 12：ロシア語の命令法における体の選択

発語内行為の別 体形態、適切性条件	使用される動詞の体	適切性条件（事前条件）に関する特記事項
依頼 A 【第 4.2. 節】	完了体	—
依頼 B（促し） 【第 4.5. 節】	不完了体	話し手、聞き手の双方が当該動作実現を了解している
命令 【第 4.2. 節】	完了体	地位関係に関する話し手の優位
懇願 【第 4.2. 節】	完了体	地位関係に関する聞き手の優位
忠告・助言 A 【第 4.3. 節】	完了体	—
忠告・助言 B 【第 4.3. 節】	不完了体	話し手による聞き手の躊躇いの理解
許可 A 【第 4.4. 節】	完了体	話し手の当該動作実現への願望
許可 B 【第 4.4. 節】	不完了体	話し手の当該動作実現への無関心

6. 今後の課題

本稿では、体の意味・用法の記述について、言語行為理論における適切性条件の概念を援用し、そのニュアンスの差異などについて記述を試みた。

しかしながら、本稿の扱った問題について、今後さらに諸々の要素を考慮に入れた上で考察を深めていく余地は大いに残されている。

本稿では、さしあたり肯定命令の場合のみを対象としたが、ロシア語の命令法における体の形態選択の様相は、否定命令の場合に異なったものとなる。例えば、以下のような例を比較してみよう（cf. Рассудова 1982: 139）。

(49) Пропустите [let somebody pass-PFV-IMP-PL] этого человека.

この人を通してあげてください。

(50) Не пропускайте [let somebody pass-IPFV-IMP-PL] этого человека.

この人を通さないでください。

上例は肯定命令と否定命令というだけの差異で、どちらも「命令」、もしくは「依頼」の発語内行為と捉えてよいと考えられるが、否定の場合には、上例 (50) に見られるように、通常不完了体が選択される。しかしながら、その一方では以下のような例もある (cf. Рассудова 1982: 139)。

(51) Не обожгитесь [burn one's fingers-IPFV-IMP-PL], рука раскалилась.

火傷をしないようにしてください。取っ手が熱くなっていますから。

上例では、否定命令ではあるが完了体が選択されている。これはいわゆる「警告 (предостережение)」のニュアンスと説明されているもので、これは、上例 (49)、(50) などとは発語内行為が異なっていることがわかる。こうした現象をどのような形で考慮に入れ、語用論的な枠組みの中でロシア語の命令法における体の選択実態を捉え直すことができるかは今後一層試みられなければいけないだろう。

また、言語行為理論から援用した適切性条件のうち、事前条件についていくつかの追加を行った上で差異化を試みたが、そうした事前条件の内容それ自体についても今回は提案にとどまっているのみの段階であり、今後これを適切な方法に則って検証を行っていく必要があると考えられる。またその一環として、Рассудова (1982) の言うところの「依頼」、「命令」、「忠告」、「許可」といった言葉の表す概念が、言語行為理論における発語内行為の表すものと厳密に一致するかという問題についても検証を行う必要があるだろう。

今後は、こうした諸課題を念頭に置きつつ、ロシア語における体の意味・用法について捉え直していく試みが求められる。

7. 文献

Бондарко, А.В. Вид и время русского глагола, Москва, «Просвещение», 1971.
Гловинская, М.Я. Русские речевые акты и вида глагола // Логический анализ

- языка. Модели действия. Москва, «Наука», 1992.
- Рассудова, О.П. *Употребление видов глагола в русском языке*, Москва, «Издво Московского университета», 1968.
- Рассудова, О.П. *Употребление видов глагола в современном русском языке*, Москва, «Русский язык», 1982.
- Шелякин, М.А. *Очерки по прагматике русского языка*, Москва, «Русский язык. Медиа» ; «Дрофа», 2010.
- Austin, J.L. *How to do things with words*, London, Oxford University Press, 1962.
- Forsyth, J. *A grammar of aspect*, Cambridge, Cambridge University Press, 1970.
- Benacchio, R., *Конкуренция видов, вежливость и этикет в русском императиве in Russian Linguistics* 26, pp. 149-178, 2002.
- Searle, J.R. *Speech acts: An essay in the philosophy of language*, London, Cambridge University Press, 1969.
- アラン・クルーズ、片岡宏仁（訳）『言語における意味 意味論と語用論』東京電機大学出版局、2012年。
- J. L. オースティン、坂本百大（訳）『言語と行為』大修館書店、1978年。
- J. R. サール、坂本百大・土屋俊（訳）『言語行為 言語哲学への試論』勁草書房、1986年。
- ニコラス・アロット、今井邦彦（監訳）、岡田聡宏他（訳）『語用論キーターム事典』開拓社、2014年。
- 山梨正明『発話行為』（新英文法選書・第12巻）大修館書店、1986年。